

# 社会的責任への行動指針

## 【Corporate Social Responsibility】

第一版

2019年 11月 8日 制定



山越株式会社

〒929-1215 石川県かほく市高松丙1番地5

TEL 076-281-8110

FAX 076-281-1888

## 改訂履歴

版	制定日 改定日	要求事項	改 訂 内 容		
1	2019年  11月8日	全文作成	第 1 版 制 定	承認	作 成
				取締役	CSR 責任者
				兪 <small>2019年 12月11日</small>	岩鍛治 <small>2019年 11月8日</small>
2				承認	作 成
				取締役	管理責任者
				  年 月 日	  年 月 日
3				承認	作 成
				取締役	管理責任者
				  年 月 日	  年 月 日
4				承認	作 成
				取締役	管理責任者
				  年 月 日	  年 月 日

## 目次

### 目次・編集方針

- 1・ トップメッセージ
- 2・ 山越株式会社「社会的責任への行動指針」  
序文
  - 2-1. 人権の尊重
  - 2-2. お客様の尊重
  - 2-3. 調達活動
  - 2-4. 生産・技術活動および品質活動
  - 2-5. 営業活動
  - 2-6. 独占禁止法・官公庁取引規制等の遵守
  - 2-7. 贈賄の禁止
  - 2-8. 環境活動
  - 2-9. 輸出管理
  - 2-10. 反社会的勢力の排除
  - 2-11. 知的財産権の尊重
  - 2-12. 適正な会計
  - 2-13. 職場環境の整備
  - 2-14. 情報セキュリティ
  - 2-15. 会社財産の保全・利益相反行為の禁止
  - 2-16. 社会とのかかわり
- 3・ 適用範囲と推進体制
- 4・ 環境基本方針
- 5・ 雇用・労使関係、ハラスメント等
  - 5-1. 雇用について
  - 5-2. 労使関係
  - 5-3. 差別やハラスメント等の防止
- 6・ 製品開発
- 7・ 生産体制
- 8・ 販売 物流
- 9・ 会社概要

## 編集方針

山越株式会社の企業姿勢、社会的責任（CSR）に関わる取り組みにご理解をいただくため、本指針では、環境（E）社会（S）ガバナンス（G）の3つの側面から、重要性が高い事項について報告しています。

作成にあたっては、ISO26000を参考にしています。

## 1・ トップメッセージ

山越株式会社は1997年の創業設立以来、「お客様に喜ばれる糸の提供を通じて繊維産業に貢献する」ことを基本理念とし、2020年には24年目を迎えます。これはひとえにお客様、社員、関係各位の長年にわたるご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

ライフスタイルや価値観が刻々と変化する現代社会では、繊維業界においても多様な進化が起っています。繊維製品へのお客様からのニーズはもちろん、近年求められる「環境・リサイクル」「サステナビリティ」「ワーク・ライフ・バランス」などのニーズもサポートする為、市場や社会情勢などグローバルな分析を行い、コンプライアンスの遵守と新たな製品の創出を通して「新しい繊維業界のスタンダード」を発信し続けることは、創業より変わらぬ私たちの永遠の原点であります。

柔軟な発想で「社会とお客様にお応えするニーズ」を常に追及し、社会に信頼され、必要とされる企業であり続けるため、コンプライアンス・ガバナンスの管理体制をさらに充実し、役員及び従業員一人ひとりが一体となり、お客様をはじめとするあらゆるステークホルダーとの信頼関係の構築を目指し、皆様にご期待いただけるような企業を創り上げていきます。

2019年11月8日

山越株式会社

代表取締役社長



## 2・ 山越株式会社「社会的責任への行動指針」

### 序文

山越株式会社では、人間尊重と法令順守を基本とし、「未来社会の創造」「現在への挑戦」「社会と環境への貢献」に取り組む事を理念に掲げています。この理念を具体化し、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、持続可能な社会の形成に貢献する企業であるための行動指針として定めたものが、山越株式会社「社会的責任への行動指針」（以下、本指針といいます。）です。

山越株式会社の役員・従業員の一人ひとりが本指針にのっとり、人権・生命・安全とコンプライアンス（法令、社会規範、倫理の遵守）を最優先するという基本方針のもと、人権、環境、地域社会との調和を尊ぶ企業として、健全で社会に貢献し共生する経営の実現をめざします。

### 2－1. 人権の尊重

#### 1. 山越株式会社の指針

(1) 各国・各地域の法令等を踏まえ、人権に関する様々な国際規範を理解し、基本的人権を尊重します。

また、児童労働、強制、債務、契約強制、囚人労働を認めません。

(2) 山越株式会社において、基本的人権を侵害する行為があった場合には、適切な措置を講じます。また、調達取引先においても、基本的人権を侵害する行為が認められる場合は改善を求めていきます。

(3) 人権尊重のため、関連する利害関係者及び外部機関との対話を進めます。

#### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 基本的人権、個性、プライバシーを保護し、多様な価値観を受容尊重します。
- (2) 人種、宗教、性別、国籍、心身障がい、年齢、性的指向等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント（職場のいじめ、嫌がらせ）等の人権を侵害する行為をしません。

## 2－2. お客様の尊重

### 1. 山越株式会社の指針

法令および契約を遵守し、発想の原点をお客様の声として、お客様に満足いただける商品、システム、サービス（以下、「商品等」といいます。）を提供します。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 安全で信頼される商品等を提供します。
- (2) 商品等に関する情報の提供を適切に行います。
- (3) お客様の要望や相談に誠実、迅速かつ的確にお応えします。
- (4) お客様の声を大切にし、社会に貢献する商品等の開発、改良に努めます。

## 2－3. 調達活動

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 法令、社会規範等を遵守します。
- (2) 調達取引先（候補を含み、以下同じとします。）に対して公正な取引の機会を提供します。
- (3) 調達取引先とともに企業の社会的責任を果たす調達活動に取り組みます。

(4) 調達取引先と、相互理解と信頼関係に基づく調達活動を実施します。

## 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

(1) 次の条件を満たしている企業を調達取引先として優先します。

- ・法令、社会規範等を遵守し、人権、労働、安全衛生、環境への配慮があること
- ・経営状態が健全であること
- ・山越株式会社に供給する資材・役務の品質、価格、納期が適正水準であること
- ・安定した供給能力と、需給変動への柔軟な対応力があること
- ・山越株式会社の製品に貢献できる技術力を有していること
- ・不測の災害等発生時においても、供給継続能力を有していること
- ・山越株式会社の行動指針への理解協力があること

(2) 必要な材料、物品、サービスを次に定める基準に従って公正に評価し、調達します。

- ・適切な品質水準を満たしており、経済合理性のある妥当な価格であること
- ・希望の納期を遵守できるとともに、安定した供給体制が確保されていること
- ・環境に与える影響について最善のとりくみを実施していること

(3) 調達取引先から個人的な利益の供与を受けないことはもとより、調達取引先との契約上の義務を誠実に履行し、取引先保護法令等（注）および健全な商慣行に従い取引を行います。

(4) 調達活動は、社内組織に定めた所定の調達部門あるいは担当者が実施します。

注) 取引先保護法令等：独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法その他の法令、官公庁の定めた指針等をいいます。

## 2-4. 生産・技術活動および品質活動

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 生産・技術・品質活動に関係する法令および契約を遵守します。
- (2) 不断の技術革新・生産性向上を図り、お客様のニーズに基づいて安全・安心で優れた商品、システム、サービス（以下、「商品等」といいます。）を最新、最善の技術により提供します。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 常にお客様の立場に立って、品質維持と向上を果たし、製品の安全を確保します。
- (2) 開発を促進し、技術力の向上と技術基盤の整備に努めます。また、蓄積された技術と技能の継承に努めるとともに、マーケット環境の変化に迅速に対応し、最新の技術を設計、生産等に活用します。
- (3) 商品等に関する事故や安全に関する情報を入手した場合、速やかに事実確認を行い、必要な情報提供を行うとともに、製品回収や注意喚起、警告表示等の適切な措置を講じます。

## 2-5. 営業活動

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 法令を遵守するとともに、正しい企業倫理に基づき、公正な営業活動を行います。
- (2) お客様のニーズに基づき、満足いただける優れた商品、システム、サービス（以下、「商品等」といいます。）を提供します。



## 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) すべてのお客様に誠意をもって公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行います。
- (2) 法令遵守はもとより、健全な商慣行と社会通念に従った営業活動を行います。
- (3) 常にお客様の立場に立って、市場のニーズを的確に把握し、最適な商品等の提供に努めます。

## 2－6. 独占禁止法・官公庁取引規制等の遵守

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 独占禁止法その他の公正競争を維持するための法令等（以下、「独占禁止法等」といいます。）を遵守します。
- (2) 官公庁との取引にあたっては、法令および健全な商慣行を遵守し、入札妨害行為（注1）等を行いません。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 法令を遵守し、公正で自由な事業活動を推進します。
- (2) 競合する他社との間の競争を制限するような、販売・見積価格、生産または販売数量・金額に関する制限、販売先・販売地域の制限、生産設備・技術の制限等はたとえ口頭であっても明示、黙示の合意等を行いません。
- (3) お客様が官公庁の場合は、官公庁事業に係る営業行動基準等を遵守し、入札妨害行為、受注調整行為（注2）等の違法行為をしません。また、官公庁またはその職員（元職員を含み、以下同じとします。）に不正な見積額等、虚偽の情報を提供しません。
- (4) 会合の結成・参加、約束・取り決め、情報交換等、前記（2）または（3）の違法行為を疑われるような行為をしません。

- (5) 販売業者に対し、取扱商品の再販売価格について希望価格を守るよう事実上強要したり、販売業者との間でそのような合意等をしません。
- (6) 官公庁の職員を採用する場合は、法令および当該官公庁の規則等に基づき厳格に審査します。また、採用後、当該官公庁に係る営業行為等をさせません。

注1) 入札妨害行為：官公庁との関係において、受注予定者や予定価格に関する意向を聞き出すこと、その意向実現に向けて協力すること等をいいます。

注2) 注2) 受注調整行為：競合する他社との関係において、受注予定者、応札額等に関する情報交換、調整を行うこと等をいいます。

## 2-7. 贈賄の禁止

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 法令および健全な商慣行に反した不適正な支出を行いません。
- (2) 政治家または政治団体に対し、不適正な利益・便宜を供与しません。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 官公庁の職員、政治家（議員等の候補者を含み、以下同じとします。）、政治団体等に対し、法令および健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態のいかんを問わず、また、直接、間接を問わず、利益供与をしません（法令に違反せず、かつ社会的妥当性が認められる場合を除きます。）。また、通常の商慣行より有利な条件での販売および貸付等（債務保証等を含みます。）を行いません。

- (2) 官公庁向け営業に関し、政治家等（元議員等、秘書、元秘書を含みます。）本人または本人が関係する会社に対しては、口銭、コンサルタント料等の名目のいかんを問わず、金銭を支払わず、また、便宜を供与しません。
- (3) 外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、金銭その他の利益を供与しません。
- (4) 代理店等を使用する場合、事前にその報酬等につき、合理的に取り決めます。報酬の支払につき法令上の規制があるときには、当該法令に従います。
- (5) 政治家または政治団体に対し、法令に反した不適正な政治寄付等を行いません。
- (6) 商取引上の接待、贈物、支出等を行う場合は、法令遵守はもとより、お客様の方針を尊重します。

## 2－8. 環境活動

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 環境を健全な状態で次世代に引き継いでいくために、積極的に貢献します。
- (2) 環境に関する国際規格、法令、協定、指針、自主基準等を遵守します。
- (3) 優れた環境調和型の商品の開発・提供を通じて社会に貢献します。
- (4) 事業活動に関わる環境への負荷の低減、生物多様性の保全等に積極的に取り組みます。

※ 山越株式会社では、下記の「環境方針」を宣言し、ISO14001を参考とした「環境マネジメントシステム」の運用を通し、積極的に環境問題に取り組んでいます。

# 環境方針

## 環境理念

山越株式会社は、事業活動が地球環境に与える影響を理解し、  
地球環境の保全と資源の節約に配慮した事業活動を行い、  
次の世代に豊かで住みよい環境を継承する事に貢献します。

## 環境方針

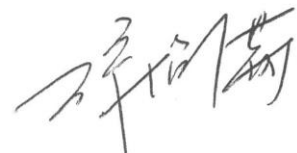
- ① 製品製造上の環境に配慮し、省資源を推進します。
- ② 資源の有効活用を図る為、廃棄物の発生を低減させ、リサイクル化に努めます。
- ③ 環境マネジメントシステムを文書化し、実行及び見直しを行い継続的改善と環境汚染の予防に努めます。
- ④ 関連する環境の法規制、及び当社が同意するその他の要求事項を順守します。
- ⑤ 環境改善に対する目的・目標を設定すると共に、その見直しを実施し継続的な改善活動に努めます。

この環境方針を全社員に周知徹底し、社外にも開示します。

2019年11月8日

山越株式会社

代表取締役社長



## 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 環境への負荷の低減に役立つ商品開発、商品比率の向上に努めます。また、地球温暖化防止、資源の有効活用等のために、すべての事業遂行過程においてエネルギー効率向上、省資源・再資源化等に積極的に取り組みます。
- (2) 環境に関する方針・計画の実施にあたっては、一人一人の日常活動として取り組み、継続的な改善を図ります。
- (3) 定期的な測定・点検を実施し、その記録を適切に保存します。不適合を発見した場合は、速やかに是正し、予防措置を講じます。
- (4) 国や地域の法令等により使用・排出等に制限がある物質はできる限り使用しません。当該物質を使用する場合は、最良の技術・製造手法をもって環境への影響を最小限にとどめるよう努めます。
- (6) 環境活動に関する社外への十分な情報開示等、良好なコミュニケーションの維持に努めます。
- (7) 日常生活においても、地球温暖化をはじめとする環境問題に配慮します。また、地域社会の環境活動に積極的に参加します。

## 2－9. 輸出管理

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 国際的な平和と安全の維持を阻害するおそれのある取引に関与しません。
- (2) 事業活動を行う国や地域の輸出管理に関する法令を遵守します。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 国際的な平和と安全の維持を阻害するおそれのある取引や次の法令に違反する貨物・技術の取引は行いません。
- ・ 事業活動を行う国や地域の輸出管理に関する法令
  - ・ 米国原産品・技術の取引を行う場合は米国の輸出管理に関する法令
- (2) 貨物・技術の引合いから出荷まで、法令に則り厳格な管理を実施します。

## 2－10．反社会的勢力の排除

### 1. 山越株式会社の指針

反社会的勢力(注1)との取引を含めた一切の関係を遮断します。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶します。また、その活動を助長(注2)しません。
- (2) 不当要求(注3)を受けた場合には、毅然とした態度でその要求を一切拒否します。
- (3) マネー・ロンダリング(犯罪による収益の移転)を規制する法令等を遵守します。

注1) 反社会的勢力：暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のことを指します。

注2) その活動を助長する行為：機関誌・書籍の購読、物品の購入、広告賛助、役務提供等取引、金銭・物品の供与、その他の便宜供与等の行為をいいます。

注3) 不当要求：暴力団員による、事業活動に関し行われる暴力的要求行為等をいいます。

## 2－11．知的財産権の尊重

## 1. 山越株式会社の指針

- (1) 特許法、著作権法その他知的財産権（注）に関する法令を遵守します。
- (2) 会社の知的活動の成果を知的財産権によって保護し、これを積極的に活用するとともに、第三者の正当な知的財産権を尊重します。

## 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 事業競争力の強化のため、知的財産権を積極的に獲得し、活用します。
- (2) 職務発明、考案、創作、意匠、プログラムその他の著作物の職務著作、職務創作についての出願権または知的財産権は会社に帰属することを理解し、遵守します。
- (3) 知的財産権を適正に管理し、第三者による侵害に対しては適切な措置を講じます。
- (4) 第三者の正当な知的財産権を尊重します。

注) 知的財産権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等をいいます。

## 2-12. 適正な会計

### 1. 山越株式会社の指針

会計や税に関する法令・基準を遵守し、一般に公正妥当と認められた会計原則に従って適正に会計処理と会計報告、納税を行います。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 会計情報を、一般に公正妥当と認められた会計原則に従って正確にかつ適時に会計処理を行います。
- (2) 会計情報を、法令にのっとり適正に管理保存します。

- (3) 経理システムの維持・改善をし、整備・運用に努めます。
- (4) 税に関する法令・基準にのっとり、適切な納税を行います。
- (5) 会計や税に関しては、外部からの指導を積極的に仰ぎ、その適切性の維持と向上に努めます。

## 2-13. 職場環境の整備

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 安全を最重要視し、効率的に業務を遂行できる環境を整え、社員一人一人のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を支援します。
- (2) 安全で快適な職場環境を実現するよう努めます。各種規程の準備に努め、その実際の運用と社内への浸透を常に実施していきます。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 自らの成果責任領域と責任権限に基づき業務を遂行します。また、能力向上のために自己研鑽と相互の能力発展への協力を努めます。
- (2) 多様な働き方を提供する事によりワーク・ライフ・バランスの実現に努め、一人一人の能力を最大限に発揮できるよう努めます。
- (3) 率先して品格のある言葉使いと円滑なコミュニケーションに努め、闊達で風通しの良い職場環境の実現に努めます。
- (4) 相手の人権と尊厳を守り、品位と秩序ある職場風土の向上に努め、特にハラスメントについての理解を深め、一人一人を尊重した職場環境の実現に努めます。
- (5) 安全で清潔な職場環境を維持し、労働災害の防止に努めます。また、自らの健康づくりに努めます。



## 2-14. 情報セキュリティ

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 会社情報（注）を適切に管理、保護します。
- (2) 情報の財産価値を認識し、会社情報を秘密として管理します。また、その不適正な開示、漏洩、不当利用の防止および保護に努めます。
- (3) 情報セキュリティ事故の予防に努めるとともに、万一、事故が発生した場合には、速やかな復旧、是正処置を講じます。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 在職中、退職後を問わず、会社情報を所定の社内手続を経ずに開示、漏洩しません。
- (2) 在職中、退職後を問わず、会社情報を不適正に利用して会社に損害を与えず、また、自己または第三者の利益を図りません。
- (3) 入社前に知得し、守秘義務を負っている第三者の情報を会社を開示しません。
- (4) 適正な方法で個人情報を収集し、適切に活用し、適切に管理します。
- (5) 情報セキュリティ関連の法令・ガイドライン（総務省）に従い、会社情報の保護に努めるとともに、適正に活用します。
- (6) 会社所有の情報機器、情報サービスを業務以外の目的で使用しません。
- (7) 社外の情報に対する不正アクセス等、第三者の利益を侵害する行為を行いません。
- (8) 未公表の会社情報に基づき、法令を違反する取引を行いません。

注) 会社情報：個人情報、お客様・調達取引先等第三者情報および当社情報等、業務遂行過程において取り扱うすべての情報（第三者に係るものを含み、以下同じとします。）をいいます。ただし、社外に広く公開された情報は除きます。

## 2-15. 会社財産の保全・利益相反行為の禁止

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 会社の財産（ブランドその他の無形の財産も含む）を適切に管理します。
- (2) 会社の最善の利益となる判断をし、行動します。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 会社財産の保全に努めるとともに、私的な流用や着服をしません。
- (2) 会社の機器、設備等を不適正に使用しません。
- (3) 会社における地位や職務上の権限を不正に利用して、自己または第三者のための利益を図らず、また、会社の社会的信頼やブランド等を損ないません。
- (4) 会社の利益と相反する取引関係を一切行いません。

## 2-16. 社会とのかかわり

### 1. 山越株式会社の指針

- (1) 地域社会と率先して協調し、幅広い連携、協働を進めます。
- (2) 従業員のボランティア活動等を支援します。
- (3) 社会への貢献度、公共性等を勘案した事業活動を展開します。
- (4) 社会とのあらゆるかかわりにおいて、企業ブランドイメージの向上に努めます。

### 2. 山越株式会社役員・従業員の行動基準

- (1) 地域社会の文化、慣習等を尊重します。

- (2) 地域社会とのコミュニケーションを促進し、会社の経営方針や事業活動に対する地域社会からの理解を得るよう努めます。
- (3) 地域社会の活動および社会貢献活動に積極的に参加します。
- (4) 品位と良識を兼ね備えた、自立した社会人として責任をもって行動します。
- (5) 職場、公共の場所、インターネット環境を問わず、山越株式会社の一員としての自覚を持ち、誠実な言動をこころがけます。

### 3・適用範囲と推進体制等

#### 1. 適用範囲

本指針は、山越株式会社取締役が承認することにより、役員・従業員（顧問・嘱託従業員等を含みます。）に適用されます。

#### 2. 推進体制

- (1) 山越株式会社は、本指針の実施について責任を負う「実施統括責任者」を任命します。  
実施統括責任者は、総務経理部副部長：岩鍛冶隆とします。
- (2) 実施統括責任者は、本指針の各項目を推進するため、各部の「実施責任者」を指名します。実施責任者は各部長とし、それぞれの部門における本指針の実施についての責任を負うとともに自らが規範となり、所属する社員への指導の責任を負います。
- (3) 本指針の各項目を所管する部門長は、必要に応じて実施手順の制定やその実施支援、教育への協力等により、実施部門や所属する社員を支援します。
- (4) 本指針の管理および採択・実施の推進・支援のための事務局は、山越株式会社のCSR担当である内部監査室とします。

### 3. 内部通報制度と通報者保護

- (1) 山越株式会社は、リスク・コンプライアンス情報（注）に接した役員・従業員が、その情報を実施統括責任者、実施責任者、内部監査室等に直接提供することができる内部通報を保証します。
- (2) 山越株式会社の役員・従業員は、リスク・コンプライアンス情報に接した場合、直ちに上長に報告、または前号の内部通報にて情報提供を行うものとします。
- (3) 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取った、実施統括責任者、実施責任者、内部監査室または上長は、迅速、適切に対応します。
- (4) 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・従業員に対し、情報提供を行ったことを理由にした一切の不利益な扱いをしません。

### 4. 懲戒処分等

本指針が禁止している行為を行った場合、山越株式会社の就業規則等の定めるところにより、解雇を含む懲戒処分等の対象となります。

### 5. 内部監査

本指針が適切に運用されているかを監査する為、山越株式会社は内部監査室を設置し、適切な運用が行われている事を監査します。ISO26000の中核課題に基づく自己評価の実施 7 つの中核課題「組織統治」、「人権」、「労働慣行」、「環境」、「公正な事業慣行」、「消費者課題」、「コミュニティへの参画およびコミュニティの発展」の項目を参考にして、内部監査室が評価を実施します。内部監査室の評価は役員に資料として提供され、マネジメントレビューを通して、必要に応じて改善や是正、指針の改定を行います。

注) 本基準で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報をいいます。

## 4・ 環境基本方針

本指針2－8に明記の通り、山越株式会社は環境に関する具体的な考え方を示した「環境マネジメントシステム」を定め、全社的な取り組みとして環境との調和を推進しています。

「環境マネジメントシステム」で定めた環境目的・目標のエネルギー使用効率の向上と、残業廃棄物の削減に努めています。

## 5・ 雇用・労使関係、ハラスメント等

### 5－1. 雇用について

山越株式会社は、厚生労働省等が発令する各法律法令等を遵守し従業員（正社員・準社員・パートタイム・アルバイト等を含む）を雇用しています。賃金については、各国の最低賃金を定めた法令に従い、給与を支払うことを遵守しています。雇用の最低年齢については、労働基準法第56条にある、「労働者として就業させることが可能な最低年齢は、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が経過した者（義務教育終了者）」との法律を遵守するとともに、同法第61条の深夜業、同法第62条の危険有害業務への就業をさせる事はありません。

### 5－2. 労使関係

健全かつ安定した労使関係は、企業が持続的成長を果たすうえで、欠かすことのできない基礎となります。山越株式会社は、労働組合は結成されていませんが、「労使対等」「相互信頼・相互理解」「社員代表との協議」といった基本理念の下で、合理的、平和的解決をめ

ざし、労使間の対話を行っています。社員の大量の異動を伴う事業構造の改革や、労働条件の大幅な変更などは、社員代表を窓口として労使で協議する事項とし、労使双方が合意できる十分な時間にて協議を行っていきます。今後も労働の信頼に基づき、労使間の話し合いを行っていきます。

### 5-3. 差別やハラスメント等の防止

本指針2-1に明記の通り、山越株式会社は個人の基本的人権、個性、プライバシーを尊重し、多様な価値観を受容尊重します。人種、宗教、性別、国籍、心身障がい、年齢、性的指向等に関する差別的言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント（職場のいじめ、嫌がらせ等）、酷使等の人権を侵害する行為をしません。

本指針3で定める推進体制により、当該行為が行われている、またはその疑いがある場合は、本指針にのっとり直ちに適切な是正措置と予防措置を講じます。

なお、実施統括責任者は定期的に役員、従業員への啓蒙浸透活動を実施し、よりよい職場環境の構築に努めます。2019年5月に成立した改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法、大企業は2020年6月より実施義務、中小企業は2022年4月より実施義務）への対応を促進します。

※ 参考資料として

厚生労働省ホームページ：職場のパワーハラスメントについて

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126546.html>

石川労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/home.html>

## 6・製品開発

### 戦略的な製品開発

お客様のニーズ（要求）と自社のシーズ（経営資源）を前提とした製品開発に加え、社会的責任を果たすという観点からの製品開発を進めていくと、思いがけず素晴らしい製品が生まれることがあります。社会と環境への貢献への自覚から、市場調査やお客様へのインタビュー、海外メーカーとのコラボレーション体制を充実していく事で、よりの確な社会的ニーズを掴みとる活動を行っています。社会的ニーズを技術面や経済面はもちろん、環境面や社会的責任という角度からも検討し、お客様、社員、社会に貢献できる製品開発を続けています。

### 付加価値と社会環境の開発

山越株式会社は、付加価値の高い製品の創出のみならず環境面でも持続可能なアプローチを図る製品の開発を事業目的としています。ISO14001の要求基準を参考とした「環境マネジメントシステム」の構築とその運用、リサイクル認証であるGRS（Global Recycled Standard）認証も目指し、繊維製品としての付加価値に加え、環境面で社会貢献を果たす製品の開発にとりこんでいます。

## 7・生産体制

### 山越株式会社の安定した生産体制と品質管理

高品質な製品を安定して生産するため、山越株式会社は原材料であるPOYの品質確認から製造ラインでの製造とその検査までの一貫した品質管理体制を構築。糸の製品設計、加工条件の規格化により、原材料の僅かな変化に対しても直ちに製品品質を維持できる生産体制を

整えています。さらに各工程の効率化、自動化の推進と技術者、生産スタッフのレベルアップにも取り組み、品質と生産性の向上を図っています。

### 生産体制と品質管理を支える保全基盤の充実

山越株式会社では、品質を常に安定して維持していく為に、専門知識と技術をもつ保全体制を創業時から構築し、定期的な機械のメンテナンスを実施し品質の基盤を支えています。

安全な作業環境で地球環境にも安心な製品を生産するため、工場での安全衛生規定、工具の定位置管理、薬品の安全な保管と取り扱い手順など、安全で清潔な工場環境の維持、異物混入防止、作業基盤の充実に努めています。

## 8・販売・物流

### 消費者と社会に貢献する販売

お客様に貢献するため、営業担当者はお客様の現場を訪問し、作業や製品の課題解決につながる提案を行うと同時に、自社での改善実施のヒントを収集することを心がけています。また繊維メーカーをはじめ、お客様や最終消費者とのネットワークを広げることで、市場の求める情報収集にも注力しています。

営業活動ではお客様の現場の声だけでなく、あらゆる生活者・消費者のニーズをつかみ、新たな製品開発につながる「橋渡し」の役割を果たしています。さらにはお客様に貢献できる人材育成に努め、製品だけでなく山越株式会社の本指針についても知っていただくことで、顧客満足を追求しています。

### スピーディーな物流でお客様のビジネスを支援

お客様へ当社製品をスピーディーかつ的確にお届けすることを、特に重要なテーマの一つとして物流プロセスの最適化を追求し、物流サービスの生産性、品質向上の取り組みを行っ



ています。近年の人手不足などによる厳しい物流環境において、当社は物流会社と協働し、物流の効率化、システムの改善や自動倉庫の定期的なメンテナンスなどの取り組みを継続的に行っています

## 9 ・ 会社概要

商号：山越株式会社

設立：1997年

代表取締役：孫怡満 常務取締役：兪建鴻

本社：〒929-1215 石川県かほく市高松丙1番地5

TEL:076-281-8110 FAX:076-281-1888

1-5, Takamatsu-Hei, Kahoku-City, Ishikawa,

Pobox 929-1215 Japan

大阪事務所：〒530-0013 大阪市北区茶屋町8-21 ジオグランデ梅田602号室

TEL:06-7502-1064 FAX:06-7501-3950

602, Geo Grande Umeda, Chaya-machi, kita-ku, Osaka-City, Osaka-fu

Pobox 530-0013 Japan

資本金：23億1千60万円 売上高：平成29年度 40億円

生産能力：1300t/月

ホームページ：<http://www.san-etsu.jp/>

